

「誓約及び同意書」と「同意書（従業員→事業所）」について

1. 説明

入札参加資格審査申請では例年、うるま市在住従業員の方の人数確認について「会社に所属している証明書（社会保険資料等）」、「うるま市内に在住している証明書（住民票等）」の資料提出をお願いしていましたが、今回の申請よりその2つの資料提出を省略いたしました。

その代わり必要に応じて、契約検査課で2つの資料関連を市内部の関係部署に確認できるように今回、同意書をお願いすることになりました。

① 「同意書（従業員→事業所）」・・・【うるま市在住従業員の方が署名又は記名押印】

・この「同意書（従業員→事業所）」（以下、**同意書**といいます）はうるま市在住従業員の方が勤務先事業所（以下、**会社**といいます）へ提出し、会社で保管していただき、契約検査課が必要な場合この同意書の原本を会社より契約検査課へ提出していただくこととなります。

・この同意書は今回の入札参加審査申請時(市への申請)に提出は不要です。

・この同意書にて確認する内容は「会社に所属している証明書」、「うるま市内に在住している証明書」の内容としていますので、それ以外の目的や他部署での情報確認に使用することはありません。

・この同意書は強制ではありませんので、本様式の内容についてよく確認し、同意できる場合に署名や記名押印等していただき会社へ提出してください。

② 「誓約及び同意書」・・・【申請者(会社代表者)が記名押印】

・今回の申請では、「誓約及び同意書」（以下、**誓約書**といいます）を全ての申請者(会社代表者)が記名押印し、写しを提出（電子申請によりPDFで）となります。

・会社は同意書を提出された従業員の方がいる場合、市在住従業員として申請を行い、この**誓約書及び従業員の同意書それぞれの原本を大切に自社内で保管**してください（同意書の提出が無い（市在住従業員0名の場合）、誓約書のみ自社保管）。

・必要に応じて契約検査課へ誓約書と同意書の原本提出ができるように管理してください。

・今回市への申請で、従業員の同意書の提出は不要です。

③ ※注意

注意していただきたいのが、同意書については、従業員の方へ提出の強要など行わないようにしてください。**同意書無しに市在住従業員数として申請した場合は誓約書に反した申請となります。**

会社として本申請で市在住従業員が居ない場合や提出が無い場合（市在住従業員0名）は、同意書の作成、保管等必要ありません。

2. 申請の流れ（各関係書類の内容をよく確認して作成してください）

①「同意書（従業員→事業所）」・・・【うるま市在住従業員の方が署名又は記名押印】

- 従業員の方が同意できる場合に署名又は記名押印し会社へ提出。会社で原本保管。
- 該当者が居ない場合、提出が無い場合は、作成や保管する必要ありません。
- 今回市への申請では提出必要ありません。
- 今後、うるま市契約検査課より提出依頼がある場合、会社より①「同意書（従業員→事業所）」、②「誓約及び同意書」の原本を提出となります。



②「誓約及び同意書」・・・【申請者(会社代表者)が記名押印】

- 今回の入札参加資格審査申請に必要な書類です。全申請者（会社）は②「誓約及び同意書」の写しを申請で提出し、原本は自社保存。
- ①「同意書（従業員→事業所）」の書類は、この②「誓約及び同意書」と一緒に原本自社保存。（①「同意書（従業員→事業所）」は今回市への申請には提出不要）
- 今後、うるま市契約検査課より提出依頼がある場合、会社より①「同意書（従業員→事業所）」、②「誓約及び同意書」の原本を提出となります。



③入札参加資格審査申請(電子申請)・・・【会社代表者が申請】

- 申請には②「誓約及び同意書」の写し(PDF)を提出(電子申請)
- 今後、うるま市契約検査課より提出依頼がある場合、会社より①「同意書（従業員→事業所）」、②「誓約及び同意書」の原本を提出となります。

※ 同意書無しに市在住従業員数として申請した場合は誓約書に反した申請となります。